

第 6 9 号議案 佐世保市税条例の一部改正の件

1 主旨

令和 7 年度税制改正等による地方税法改正等に伴い改正するものです。

2 改正の概要

(1)市民税

①自治体情報システム標準化に伴い、軽自動車廃車証明書が廃止されるため、軽自動車廃車証明書に関する項目を削除する改正を行うものです。

(対象条項) 佐世保市税条例第 11 条

(施行期日) 規則で定める日

②自治体情報システム標準化に伴い、市町村民税申告書が全国統一様式に一本化されるため、本市で定めている「簡易的な申告書」の項目を削除する改正を行うものです。

(対象条項) 佐世保市税条例第 19 条第 1 項

(根拠法令) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 317 条の 2

(施行期日) 令和 8 年 1 月 1 日

③「特定親族特別控除」の創設に伴い、申告不要者の除外条件に「特定親族特別控除」の項目を追加する改正を行うものです。

(対象条項) 佐世保市税条例第 19 条第 1 項

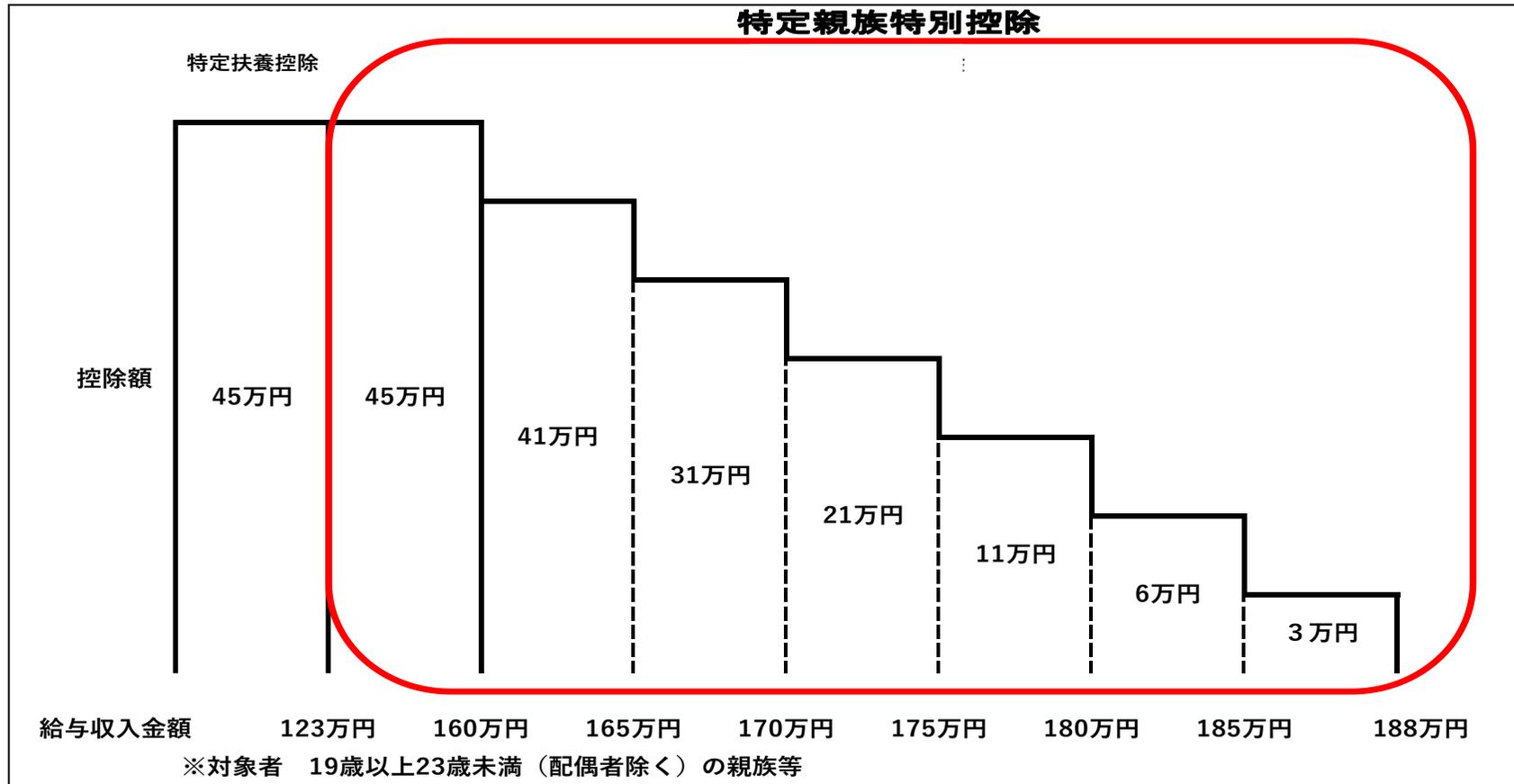
(内容)

所得割の納税義務者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の者（大学生年代の子等）のうち、前年の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下のものを有する市民税所得割の納税義務者について、前年の総所得金額等から最高 45 万円を控除する「特定親族特別控除」が創設されたことにより定めるものです。

(根拠法令)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条、第 314 条の 2、第 317 条の 2、第 317 条の 3 の 2、第 317 条の 3 の 3

(施行期日) 令和 8 年 1 月 1 日



(2) 固定資産税

地方税法等の一部改正における固定資産税の減額措置における申告の見直しに伴い、長寿命化に資する大規模の修繕工事が行われたマンションに係る申告方法の追加変更する改正を行うものです。

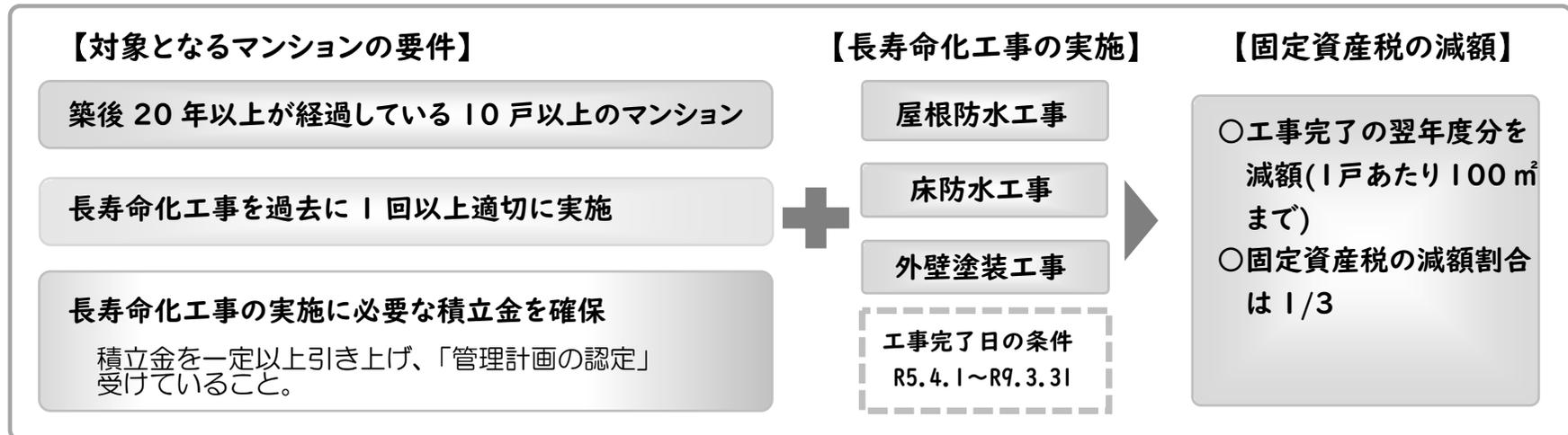
(対象条項) 佐世保市税条例第 29 条第 13 項 (新設)

(内容)

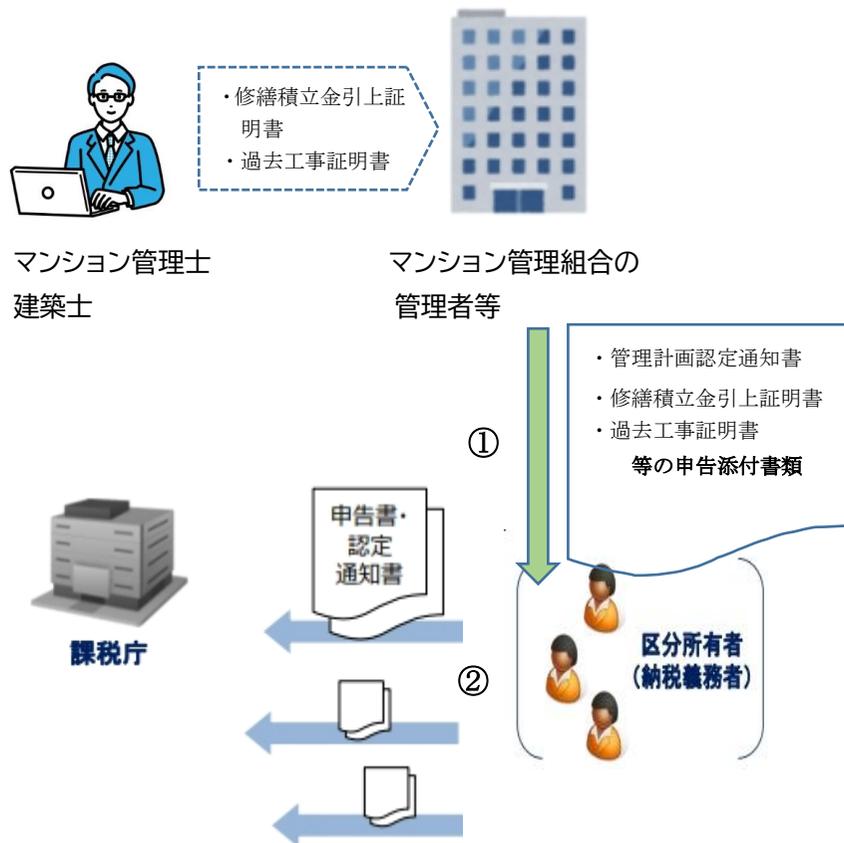
長寿命化に資する大規模の修繕工事が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について、分譲マンション等の区分所有に係る住宅の場合、区分所有者からの申告書の提出があった場合に限り減額措置を適用していたものを、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額要件に該当することが認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくても減額措置の適用を受けることができるよう定めるものです。

(根拠法令) 地方税法附則第 15 条の 9 の 3 第 3 項

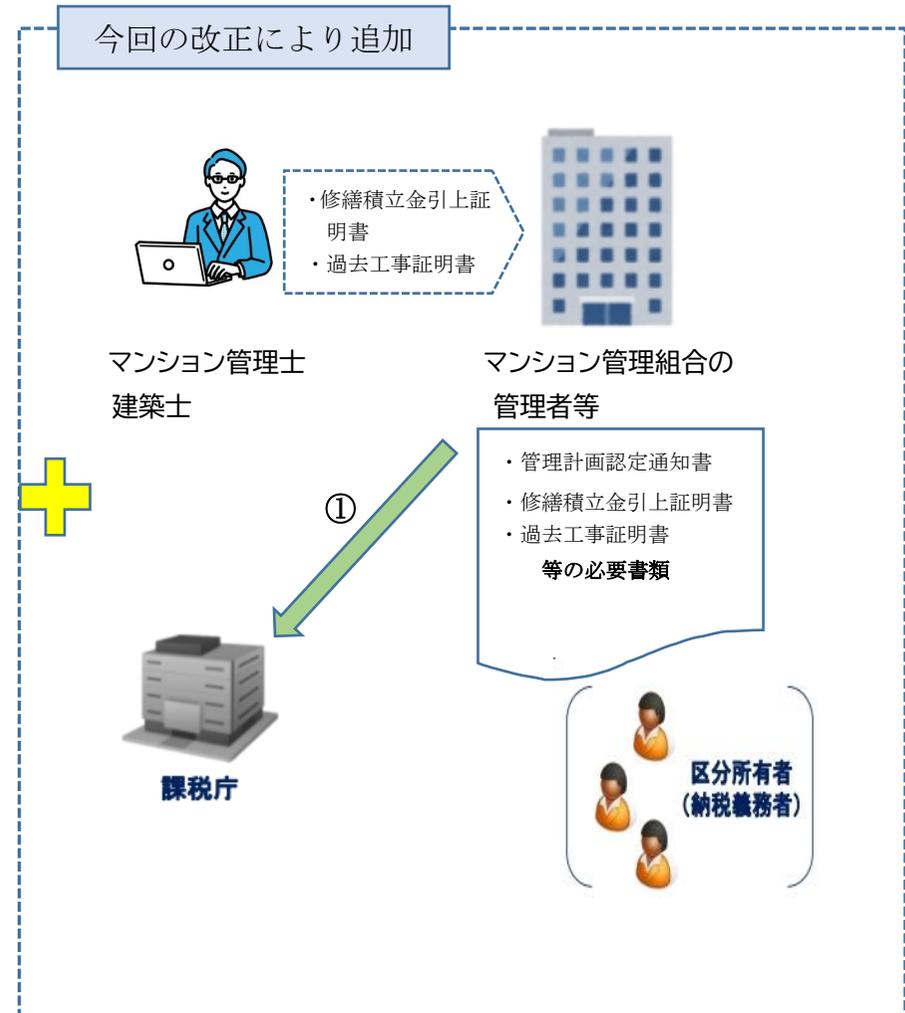
(施行期日) 公布の日



現行制度



今回の改正により追加



改正前：大規模修繕工事が行われたマンションの固定資産税減額措置を受けるには、各区分所有者からの申告書提出が必要

改正後：各区分所有者からの申告がなくてもマンションの管理者等から必要書類の提出があれば、要件を満たす場合に減額措置の適用が可能

(3) 市たばこ税

地方税法等の一部改正におけるたばこ税の見直しに伴い、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方式を変更する改正を行うものです。

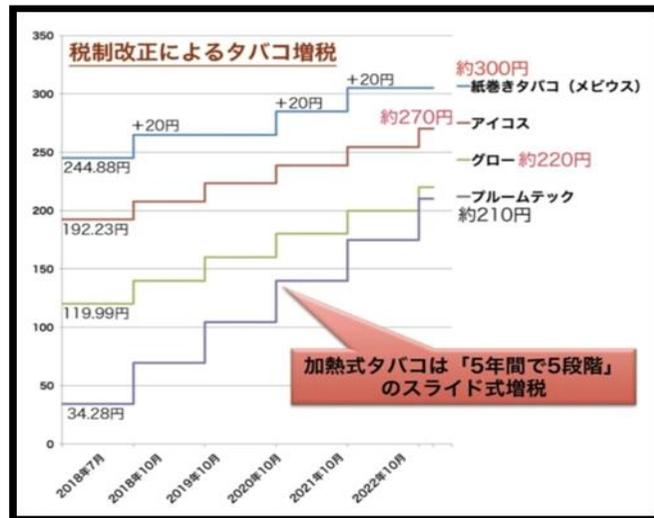
(対象条項) 佐世保市税条例附則第 124 項から第 127 項 (新設)

(内容)

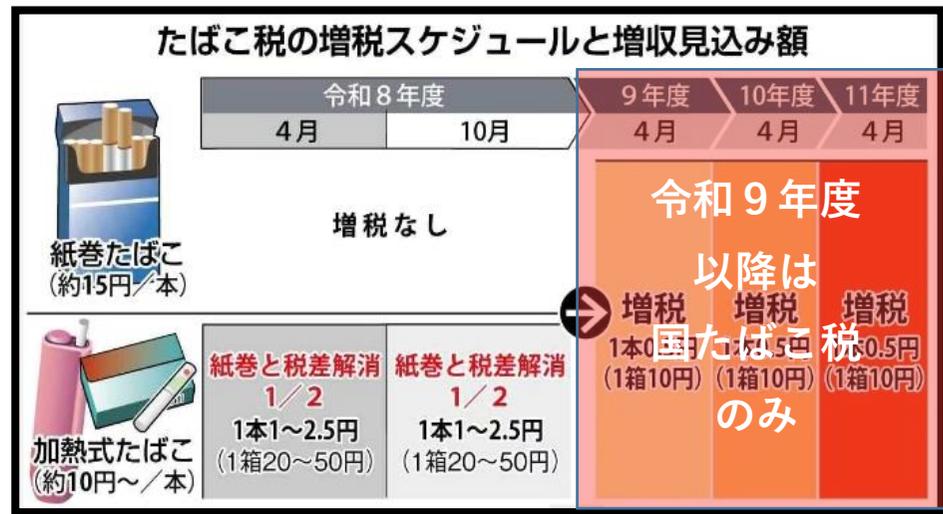
防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、たばこ税の増税が実施されることとなったため対応するもの。

具体的には、たばこ税の見直しとして、加熱式たばこの課税方式を、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ 1 本として課税する仕組みとする等の見直しを、令和 8 年 4 月及び同年 10 月に 2 段階で実施するものです。

(図) 紙巻きたばこと加熱式たばこの税負担



(図) 令和 8 年度以降の増税予定



(根拠法令) 地方税法附則第 30 条の 3

(施行期日) 令和 8 年 4 月 1 日

(4) 地方税法の一部改正に伴う条項の変更（項ずれ）等によるもの。

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 93 項

(内容)

地方税法の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）による条項の項ずれによるものです。

(根拠法令)

・地方税法附則第 15 条第 37 項

佐世保市税条例	内容	新対象	旧対象
附則第 93 項	一体型滞在快適性等向上施設等関連に係る固定資産税の課税標準に関する参酌割合	地方税法附則第 15 条第 37 項	地方税法附則第 15 条第 38 項

(施行期日)

公布の日